

議案第 1 4 号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 3 月 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 第 1 号被保険者の保険料については、合併年度及び平成 1 7 年度は不均一賦課とし、平成 1 8 年度からは第 3 期介護保険事業計画により算定した保険料で統一する。
- 2 市町村特別給付（紙おむつの支給）については、平成 1 7 年度から宇都宮市の制度に統一する。
- 3 その他の諸事務については、基本的に宇都宮市の制度に統一する。

協定項目	介護保険事業の取扱い						所管専門部会名	保健福祉専門部会		
調整の方向性	1 第1号被保険者の保険料については、合併年度及び平成17年度は不均一賦課とし、平成18年度からは第3期介護保険事業計画により算定した保険料で統一する。 2 市町村特別給付（紙おむつの支給）については、平成17年度から宇都宮市の制度に統一する。 3 その他の諸事務については、基本的に宇都宮市の制度に統一する。									
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応										
保 険 料	1 平成15年度介護保険料額									
		宇 都 宮 市		上 三 川 町		上 河 内 町		河 内 町		備 考
		金額	人数割合	金額	人数割合	金額	人数割合	金額	人数割合	第1号被保険者の保険料は、3年を単位とした介護保険事業運営期間ごとに見直される。
	第1段階	17,400円	1.7%	16,900円	0.8%	16,700円	0.2%	17,500円	0.6%	
	第2段階	26,100円	28.8%	25,300円	21.7%	25,100円	23.1%	26,200円	23.0%	
	第3段階	34,800円	39.9%	33,800円	60.3%	33,400円	63.9%	35,000円	54.9%	
	第4段階	43,400円	14.7%	42,200円	9.1%	41,800円	6.7%	43,800円	12.7%	
	第5段階	52,100円	14.9%	50,600円	8.1%	50,200円	6.1%	52,500円	8.8%	
	合計人数	72,362人		4,418人		1,997人		5,139人		
	2 納期									
	宇 都 宮 市		上 三 川 町		上 河 内 町		河 内 町		備 考	
特別徴収	年金支払月の6回		年金支払月の6回		年金支払月の6回		年金支払月の6回		普通徴収の納期は宇都宮市は8期、各町は6期である。	
普通徴収	8期（7月以降翌年2月までの毎月）		6期（7, 8, 9, 11, 1, 2月）		6期（7, 8, 9, 10, 12, 2月）		6期（7, 8, 9, 11, 12, 2月）			
3 独自減免										
	宇 都 宮 市		上 三 川 町		上 河 内 町		河 内 町		備 考	
	国が示している災害等の特別の他、市長が特に認めるものとして、低所得者の独自の減免措置を実施している。		なし		なし		なし		国が示している災害等の減免はすべての市町で条例化しているが、宇都宮市は生計の維持が困難な状況で被保護者に準ずる者に対しても保険料の減免を行っている。	

	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
市町村特別給付	紙おむつ購入費の支給を実施。 ・該当者 約 1,300 名	支給なし  (参考) 社会福祉協議会を通して、寝たきりの老人に対し、15,000 円/年の支給券を提供。 ・該当者 約 120 名	支給なし  (参考) 社会福祉協議会を通して、介護度が要支援・要介護 1, 2, 3 は 35,000 円/年、介護度 4, 5 は 60,000 円/年の現物支給。 ・該当者 約 60 名	支給なし  (参考) 社会福祉協議会を通して、要介護 4, 5 のみ 5,000 円/月の現物支給。 ・該当者 約 70 名	宇都宮市では要介護 1 以上の人が大人用紙おむつを購入した場合、5,500 円を限度としてその 9 割を支給する。その他の町では一般会計で支給がされている。
参考事項	・ 65 歳以上の人口 (H15.11 末)  71,853 人	4,449 人	1,999 人	4,969 人	
	・ 高齢化率 (人口比)  16.0%	14.4%	21.1%	14.1%	
	・ 認定者数  10,705 人	600 人	270 人	622 人	

## 介護保険事業の取扱い

### (1) 先進事例

#### ア 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

介護保険料の取扱いについては、現行のままとし、平成 18 年度から同一の介護保険料とするものとする。

#### イ 岐阜市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 2 市 4 町）

1 介護保険事業については、岐阜市が保険者となり運営を行うものとする。

2 第 1 号被保険者の保険料については、合併年度及び翌年度は現行のとおりとし、第 3 期介護保険事業計画（平成 18～22 年度）策定の中で調整を図るものとする。

3 第 1 号被保険者の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の例によるものとする。

#### ウ 一宮市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 2 市 1 町）

原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、第 1 号被保険者保険料及びその普通徴収に係る納期については、平成 17 年度分から一宮市の制度に統一する。

#### エ 宇部市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 1 町）

介護保険事業については、新市移行後も平成 17 年度末までは現行どおりとし、随時調整する。

1 第 2 次市町村介護保険事業計画については、旧市町の計画を併合して新市の計画と位置付ける。

2 第 1 号被保険者（65 歳以上）の介護保険料については、平成 17 年度末まで旧市町ごとの料金を適用する。

3 家族介護慰労事業については、合併時期を持って、宇部市の例により調整する。

#### オ 高知市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併予定 編入 1 市 2 村）

1 第 1 号被保険者（65 歳以上）の保険料は、平成 16 年度は現行のとおりとし、平成 17 年度から統一するものとする。

2 第 1 号被保険者の保険料（普通徴収）に係る納期は、平成 16 年度は現行のとおりとし、平成 17 年度から高知市の 10 期制（6 月～翌年 3 月）に統一するものとする。

### 3 減免制度について

(1)「介護保険料の生活困窮者減免事業」及び「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業」は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度を引き継ぐものとする。

(2)「介護サービス利用者負担金独自減免事業」は新市において実施する方向で検討するものとする。

4 介護認定調査及び介護認定審査会は、高知市の制度に統一するものとする。

### カ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

介護保険事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、第1号被保険者の保険料率等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。